

高知県災害関連山地災害危険地区対策事業費補助金交付要綱 新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>第1条～第17条 【略】</p> <p>附 則</p> <p><u>1</u> この要綱は、平成元年4月1日から施行し、平成元年度事業から適用する。</p> <p><u>2</u> この要綱は、平成7年4月1日から施行し、平成7年度事業から適用する。</p> <p><u>3</u> この要綱は、平成9年4月1日から施行し、平成9年度事業から適用する。</p> <p>附 則</p> <p><u>1</u> この要綱は、平成18年6月9日から施行し、平成18年度事業から適用する。</p> <p><u>2</u> この要綱は、平成22年11月9日から施行し、平成22年度事業から適用する。</p> <p><u>3</u> この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度事業から適用する。</p> <p><u>4</u> この要綱は、令和3年6月1日から施行し、令和3年度事業から適用する。</p> <p><u>5</u> この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条及び第16条の規定は、同日以降もなお効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p><u>1</u> <u>この要綱は、令和6年6月1日から施行する。</u></p> | <p>第1条～第17条 【略】</p> <p>附 則</p> <p><u>【追加】</u>この要綱は、平成元年4月1日から施行し、平成元年度事業から適用する。</p> <p><u>【追加】</u>この要綱は、平成7年4月1日から施行し、平成7年度事業から適用する。</p> <p><u>【追加】</u>この要綱は、平成9年4月1日から施行し、平成9年度事業から適用する。</p> <p>附 則</p> <p><u>【追加】</u>この要綱は、平成18年6月9日から施行し、平成18年度事業から適用する。</p> <p><u>【追加】</u>この要綱は、平成22年11月9日から施行し、平成22年度事業から適用する。</p> <p><u>【追加】</u>この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度事業から適用する。</p> <p><u>【追加】</u>この要綱は、令和3年6月1日から施行し、令和3年度事業から適用する。</p> <p><u>【追加】</u>この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条及び第16条の規定は、同日以降もなお効力を有する。</p> <p><u>【追加】</u></p> |

高知県災害関連山地災害危険地区対策事業費補助金交付要綱 新旧対照表

2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条及び第16条の規定は、同日以降もなお効力を有する。